

# 令和元年度第5回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和 元年 7月10日(水)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	午前 9時00分	閉会時間	午後 10時00分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	岩 田 正	6 番	天 崎 直 幸
	2 番	浅 田 昭 弥	7 番	稲 田 洋 子
	3 番	加 藤 幸 児	8 番	吉 川 保
	4 番	絹 谷 澄 雄	9 番	奥 迫 静 子
出席推進委員	5 番	内 田 章 久	10番	梅 林 操
	日野上	梅 林 剛	多 里	糸 田 川 啓
	山 上	青 戸 勝 美	石 見	田 邊 智 寛
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	阿毘縁	足 立 進 也	福 栄	福 田 英 夫
欠席した委員	大 宮	藤 原 恵 司		
	番			
議事録署名委員	4 番	絹 谷 澄 雄	6 番	天 崎 直 幸
出席した職員	事務局長	松 本 道 博	主 幹	石 倉 嘉 寛

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	農地法第18条6項の規定による届出について
報告第2号	農業経営改善計画の認定の報告について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
議案第3号	農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について
6. 協 議 事 項	
協議事項1	農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度への加入について
協議事項2	農地パトロールの実施について

協議事項 3		農業者年金受給者の現況確認について
7. その他		
8. 閉 会		
開 会	議 長	定刻になったことを確認し、出席委員の人数を確認し、定足数に達しているとして、第5回日南町農業委員会を開会すると宣言した。
挨拶	議 長	先月の農業委員会の総会には農業会議・担い手育成機構また、県の出先の傍聴がありました。早速、それに対する指摘があり、回答をもとめられ対応致しました。特に決議について、日南町農業委員会では全員賛成を基本としていますが、農業委員会等に関する法律の第30条では、出席委員の過半数で決するとあり、この法令を遵守するよう求められました。したがって、これからの決議は過半数をもって決していきたいと思いますが、これからも審議を深め全員賛成となるよう、これまで通り努力したいと思います。今回の集積案件については、印賀地区・福塚地区の基盤整備が進行中であり、農地介在原野について、以前の圃場整備とのバランスや税金上の扱いが不利になることも予想されるので、今後の基盤整備の方向性を見出すために保留としたことを回答いたしました。このような指摘を受け、今後は農業委員会開催に当たっては、各部会を事前開催し担当地域の農地最適化委員、農業委員の意見を基に各部会の意見を集約し総会にあたるようにして頂きたいと思います。
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、4番絹谷澄雄委員、6番天崎直幸委員を指名した。
報告第1号	議 長	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局説明をお願いします。
	事 務 局 長	報告第1号 農地の合意解約の案件です。土地の所在は△△×××番地、地目は田、面積は923㎡、土地の所有者は日南町△△×××番地の〇〇〇〇さんです。賃借人が鳥取県担い手育成機構です。実際の耕作者は(〇)〇〇〇〇さんです。契約期間は令和6年12月15日まででしたが、耕作不便は土地であるために解約したいという申し出がありました。この土地は昨年災害で崩れて、排水路が埋まり刈取りが出来なかったということです。現在は応急処置的なことで復旧されておりますが、田んぼが深いので耕作が難しいという事での合意解約です。中山間地の協定は今年いっぱい残っておりますが宮内の協定が農地の管理はしっかりと行っていくと聞いています。以上です。
	議 長	報告第1号についてご質問、ご意見がございませうか。無いようですので次に移ります。
報告第2号	議 長	報告第2号 農業経営改善計画の認定の報告について事務局お願いします。
	主 幹	報告第2号について説明します。これについては6月の総会においても

		<p>説明をさせて頂いたところですが、一部資料が不足していたという事もあり、改めてお出しするものです。内容は先月と同じもので、2件の改善計画の更新になります。一件目は〇〇〇〇〇さんです。目標とする営農類型は野菜と農産加工です。トマトの生産規模拡大を図り、農産加工による収益の増加を目指すものとされています。5年後の年間所得目標を453万8千円とされています。トマトのハウスを一棟増やし、24.8aの作付を目指しておられます。目標を達成するためにとる措置として、衛生管理の国際規格のHACCPの取得を目指し、今まで以上に安心安全な商品づくりを目指すとされています。もう一件が△△△の〇〇〇〇さんです。前回お出した資料の収支の計算に一部誤りがありましたので、普及所を通じて修正し確認したものです。全体に収益規模として少し低めではありますが、現在も普及所の指導は受けておりますが、今まで以上に指導も仰ぎながら、収益拡大について努力をされるという事です。特に春作業については作業が集う関係で水稻が遅れがちであると言われており、それには、種蒔き時期をずらすなどの更なる工夫をするなどの助言、指導を受けながら収益拡大を目指したいと伺っています。収益拡大、規模拡大をお願いしていくのは当然ですが、地域の担い手として、引き続き地域を守ることに努力頂きたいということで、町としても認定を更新したいと思うところです。〇〇さんの目標とする営農類型としては、水稻、白ネギ、繁殖和牛の3種類です。地域の高齢化による作業委託が見込まれますので、そばでの作付と伺っていますがそれらの対応も含め、この3種類の品目のバランスを取りながら、できれば更に収益を増やしたいという事です。機械等の更新ですが、自走草刈り機の新規導入を一台考えているということで、町の補助も上手に利用しながら更新を図りたい、機械類については計画的に更新を図ることで収益の向上にもつなげたいと聞いています。町としては、頑張る方を応援していきたいと思っています。皆様からご意見もあるかと思しますので、それを反映させて今後の農業に生かして頂くようにお伝えしたいと思っています。宜しくお願い致します。</p>
	議 長	報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。
	1 番	認定農家の再認定をする場合に面積が減少してなければいいのか、所得が減っても関係ないのか、何を基準に再認定されるのでしょうか。
	主 幹	認定する際の指標としては、その経営体の農業所得が概ね300万円以上となるように、就労時間が約1800時間ということで認定しています。本来であれば規模の拡大とか所得の更なる向上をお願いしておりますが、実際の現状のこともありますので、所得概ね300万円以上がクリアできることを最低限のラインとして認定をしています。
	1 番	所得が300万円以下に落ちた時にも再認定されていますが、一度認定されればずっと再認定されるという方向ですか。
	主 幹	あくまで目標値ですので、これが290万になったから認めないとか280万だからだめだとか、金額的にシビアなことを言う事は基本これまでではし

		<p>ていない事を引き継いでいます。経営される実態を審査する際、普及所やJAさんにも来て頂いて現地の様子とか聞きながら審査をしています。その際にもあまりにも実態が良くないと指摘が入れば認定をしないという事も判断としてはするものと思っていますが、基本的に頑張っておられて、これからも地域を支えるのだという意欲のある方であれば応援したいというスタンスで町としては望んでいます。ただ実態があまりにも待ち合わないとか逆に地域に対して迷惑をかけているのではないかと疑惑がある際には充分協議や調査をした上で取り組みたいと思っています。</p>
	1 番	<p>認定農家の方と話すことがあって、夢を持って認定農家になっていただくのは大変良いが、ただ補助金をとるだけの為の認定農家が結構おられると思うのです。いろいろ話を聞いていけば、所得が下がろうが面積が下がろうが別に再認定してくれるし、役場もお金を返せなんて言わないし、という考えの方も実際におられたのです。もう少し厳しくシビアに再認定して頂ければとその時感じましたのでお願いします。</p>
	主 幹	<p>ご意見ありがとうございます。審査基準につきましては、今ここでこうしますという事は言えないので、農林課長を含め内部で協議した上で臨みたいと思いますが、今の段階では300万円の基準をもってさせて頂いています。あとは、補助金の為だけではなく、地域で農業を頑張るという方に対して認定しているという認識でありますので、そういった現状や状況を充分把握した上で対応できるようにしたいと思います。</p>
	8 番	<p>内容的に作物別にみていくとすべての作物が、経費の方が大きいのですが、補助金だけが所得という形なのですがこれもありでしょうか。</p>
	主 幹	<p>所得に関しては低いことや、反収が平均よりも下がっていることについては何回か指摘をさせて頂いて、審査会の中でも何度か話をしたのですが、本人は技術等が追い付いていないと言われていました。これまでも普及所を中心に指導をして頂いているのですが、今後も更に指導を受けながら、所得の向上を目指してもらおうという事で話をしています。補助金頼みになってしまっているのではないかという点につきましては、若干の指摘はしていますが、すぐには難しいという事もありますので現状はこの数字で考えております。</p>
	8 番	<p>一番所得率の良いはずの繁殖牛でさえ赤字になっています。農外所得の内訳を我々が聞くという事は本来制度の外かもしれませんが、これは、5年間安定出来るような農外所得いわゆる補助金なのか。1、2年で終わってしまうものなら経営そのものが継続出来ないような収支のバランスなので心配なのですが。</p>
	主 幹	<p>繁殖牛については現在、価格的には高いと聞いていますが、これが何年続くか解らないということもあるので、数字としてはかなり低めに抑えたものを書いて頂いています。ご指摘のこの状況が何年続くかという事については、所得が低いことも絡めて何度か指摘はしていますが、指導を受けながら収益が上がるように頑張るという事でしたので、5年間こちらは何</p>

		もしないという事ではなく、様子を見ながら対応していきたいと思っています。
	8 番	農外所得がどんな内容で、5年以上安定的に収入が見込める内容のものでしょうか。
	主 幹	内訳につきましては、手元に資料を持って来ておりませんので、すぐに回答できません。また確認をさせていただきます。
	議 長	以前は農業委員会で審査をしていたが、その後、報告事項になりました。しかしながら、このような問題がある以上、これから厳しく審査して頂いて認定していただくことを農業委員会の意見としてお願いします。このことを申し添えて報告第2号を終わります。
議案第1号	議 長	議案第1号、農地法第2条第1項の規定による申請の決定について、事務局お願いします。
	事 務 局 長	議案第1号、非農地証明についての議案です。土地の所在ですが、日南町△×××番地、地目は畑、現況は原野、面積390㎡です。もう一筆が同じく△×××番地、地目畑、現況原野、面積198㎡ 合計が畑2筆で面積が588㎡です。申請者が日南町△×××番地×、〇〇〇〇さんです。理由として、昭和50年頃から耕作をしておらず、現在は原野化している。今後も耕作する意思はないという事です。中間図と字切図とつけております。現地確認をした時の写真もつけておりますが、こんな形で雑木や竹が生えています。宜しくお願いします。
	議 長	地元委員さんの説明をお願いします。
	6 番	6月28日に農業委員2名と最適化推進委員さん1名と事務局2名で現地の調査をしました。写真の通り現在は原野化しており、今後も耕作の意思もなく、出来ない状況でありますので申請の決定をお願い致します。
	議 長	議案第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第1号は承認された。
議案第2号	議 長	議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。
	事 務 局 長	議案第2号 日南町農業経営基盤強化促進基本構想に基づく農地利用集積計画について町長より諮問がありましたのでご審議宜しくお願いします。初めに、申請番号4番から9番ですが、審議継続中の案件を上程しておりましたので削除をお願いします。1番から3番までの案件について説明します。申請番号1番ですが、土地の所在は日南町△△×××番地、地目田、面積526㎡、所有者は日南町△△×××番地の×〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者が担い手育成機構です。また、配分計画でお願いしますが(〇)〇〇〇〇が耕作される予定になっています。賃借料は水張反当6,000円、契約期間、令和元年7月10日から令和7年6月9日の5年11ヵ月です。申請番号2番ですが、土地の所在は日南町△△×××番地の×、地目田、面積928㎡、他3筆で合計面積が5,470㎡です。所有者は日

	南町△△××番地〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者が〇〇〇〇さんです。賃借料は水張反当 6,000 円、契約期間、令和元年 7 月 10 日から令和 4 年 3 月 31 日の 2 年 8 ヶ月です。申請番号 3 番です。土地の所在日南町△△×××番地の×、地目田、面積 2,633 ㎡、他 8 筆で地目は共に田、合計面積は 12,819 ㎡です。所有者は江府町△△×××番地×、〇〇〇〇さん、設定を受ける者が〇〇〇〇さんです。そばを作付するという事で、使用貸借です。期間は令和元年 7 月 10 日から令和 4 年 3 月 31 日の 2 年 8 ヶ月です。以上です。宜しくお願いします。
議 長	説明が終わりました。ご意見ご質問はありませんか。
8 番	利用集積計画の基本的なスタンスを確認したいのですが。特に今回ここにあげています、阿毘縁の砥波地区の集積に関しては圃場整備の条件が担い手機構を通して集積をあげていって地元にとって最大限に補助金もらえる圃場整備が出来ているような、その基になる集積計画にも繋がってくると思うのですが、本人が作られる土地を機構を通して集積して、それは当然制度ですからいいのですが、逆に言うと本当に貸し借りになる、よその地主さんから借りて耕作されるという時に機構を通さずに借り入れをされているという格好で、本来、嘘でも担い手機構を通した制度の利用率を上げなさいという旗振りがあっている中で本当に集積に繋がっているようなものが機構を通さない契約になっているという根拠は何でしょうか。
事 務 局 長	根拠は特にありませんが、機構を通してと案内はするのですが、貸す人と借りる人が、相対で契約したいという希望がありまして、そのような契約にさせて頂いています。
8 番	9 番にある、〇〇〇〇さんの土地も機構経由の圃場整備をされている土地ですよ。
事 務 局 長	4 番から 9 番につきましては以前から懸案となっております農地介在原野の関係で今回も削除させて頂いております。今回は農地で無い所が換地によって農地になった所がありまして、それを 4 番から 9 番まではあげている状況です。9 番は本来、機構を通しての手続きをしたいと言われておりましたが、土地の所有者の相続登記がつかないことがあって、印取りが難しいというのが実際にあるので、相対取引という形の契約になっています。
議 長	他にありませんか。
4 番	お願いですが、中間管理機構に出す目的としては補助金というかそういう目的もあるのですが、もう一つは担い手に農地を集積し易くして、ゆくゆくは大きな団地化みたいな感じにしてみたいというのも目的の一つだと思うので今後、力を入れていかなければいけないことだと思うのですが、それをもう少し考えてもらって、相対ばかりを出すのではなく、ある程度白紙のものも何とか出してもらって、農地を集積する事にも力を入れるような話し合いをして頂きたいと思います。その辺りに役場の担当者は入れ

		ないものかどうか。
	事務局 長	機構を通した契約ですが、機構の方から、役場が農地の貸し借りについて、耕作者について委託を受けているというのが実態です。機構とはいろいろ相談しながらしていますが、役場の方で耕作者を探し出すというのが実態です。集積や、担い手の集約は、機構の職員さんの案も聞いたりして、人・農地プランとかそういった形で、集積とか集約とか土地のシャッフルとかをしていきたいと思っています。人・農地プランにはTACという営農相談委員さんがいらっしゃいますので、連携はとれていると思っています。
	議長	議案第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第2号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第2号は承認された。
議案第3号	議長	議案第3号農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農地利用配分計画案の意見照会に対する回答について、事務局お願いします。
	事務局 長	議案第3号です。議案第2号の集積計画の所で削除した案件、2番から6番については削除をお願いします。整理番号1番ですが権利の設定を受けるものが(○)○○○○です。土地の所在は日南町△△×××番地、現況地目、田、面積は526㎡、です。賃貸借で、水稻を作付されます。契約期間は令和元年9月1日から令和7年6月9日の5年9ヶ月 賃借料は水張反当6,000円です。支払方法は機構の口座に振込むという事です。宜しくお願い致します。
	議長	議案第3号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですのでこの案件が妥当と思われる方の挙手をお願いします。
		(全員挙手) 全員妥当という事を確認した。
協議事項1	主 幹	協議事項1号 農業委員・農地利用最適化推進委員当の公務災害補償制度への加入についてお諮りします。これについては例年A型を2口ずつ加入して頂いております。保険期間は毎年10月1日から1年間になります。事務局の案は今年度も例年通りで、A型2口の加入をして頂きたいと思っています。保険料は2口で2,000円になります。8月分の報酬から引き去りさせて頂きたいと思っています。ご協議をお願いします。
		全員異議ないことを確認した。
協議事項2	主 幹	協議事項2、今年度の農地利用状況調査、農地パトロールの実施についてです。例年、荒廃農地について昨年度の調査を元に各地域を半日ずつくらいに分けて、農業委員さん推進委員さんと一緒に確認しているものです。昨年度は8月24日から8月31日までの週で実施しています。事務局の案として、今年もだいたい同じ頃で8月19日から8月28日くらいに出来たらと思っています。地域についても例年と変わらず地区ごとに分けています。来月8月の総会にはきちんとした形で総会にお諮りしたいと思っていますので、委員さん同志で相談して日程の摺合せをして頂き、候補日を出

		して頂いて、日程を調整したいと思います。
	10番	今日この総会が終わった後、各地域で集まって協議して報告して帰ってもらったらいかがでしょうか。
	主 幹	それでは、この総会後に各地域で集まって頂いて候補日を事務局にお知らせ頂きますようお願い致します。よろしいでしょうか。
		全員異議ないことを確認した。
協議事項3	主 幹	協議事項3、農業者年金の受給者の現況確認についてです。これにつきましては、農業委員さんの机の上に各地域の年金受給者の方の一覧表を置いています。経営移譲年金をもらっている方の後継者が現在耕作しておられるかどうかという事を毎年確認頂いております。わかる範囲で構いませんので、本日確認頂きまして、事務局に提出頂いたらと思いますので宜しくお願い致します。よろしいでしょうか。
		全員異議ないことを確認した。
その他	事 務 局 長	次回総会は、令和元年 8月9日（金）午前9時30分から開会予定です。
	主 幹	全国農業新聞の購読取りまとめについて説明した。 活動記録簿の毎月の提出についてお願いした。
閉会		

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和元年7月10日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員